○経済産業省令第十九号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項各号及び第二項並びに第十二条第五項並びに中小企業支援法施行令（昭和三十八年政令第三百三十四号）第三条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令及び中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月二十五日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　山際大志郎

中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令及び中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則の一部を改正する省令

第一条　中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令（昭和三十八年通商産業省令第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「第一条第二号イに規定する」を「第一条第一項第二号ロに掲げる」に改める。

第二条　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（中小企業診断士の登録の条件等） **第一条**　中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号。以下「法」という。）第十一条第一項第一号の経済産業省令で定める条件は、同項の規定による登録（第二節から第四節を除いて以下単に「登録」という。）の申請の日前三年以内に、中小企業診断士試験（法第十二条第一項の試験をいう。以下単に「試験」という。）に合格し、かつ、合格した日から当該申請の日までの期間において、第一号に掲げるいずれか一以上の実務に従事した日数又は第二号に掲げるいずれか一以上の実務補習を受講した日数の合計が十五日以上であることとする。 一　実務 イ～ヘ　［略］ 二　実務補習 イ～ハ　［略］ 2　［略］	（中小企業診断士の登録の条件等） **第一条**　中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号。以下「法」という。）第十一条第一項第一号の経済産業省令で定める条件は、同項の規定による登録（第二節から第四節を除いて以下単に「登録」という。）の申請の日前三年以内に、中小企業診断士試験（法第十二条第一項の試験をいう。以下単に「試験」という。）に合格し、かつ、次の各号のいずれかに該当することとする。 一　当該合格の日から当該申請の日までの期間において、次のいずれかに該当する実務に十五日以上従事したこと。 イ～ヘ　［略］ 二　当該合格の日から当該申請の日までの期間において、次のいずれかに該当する実務補習を十五日以上受講したこと。 イ～ハ　［略］ 2　［略］

（登録の申請）

第三条　［略］

2　前項の規定による申請書には、次の各号に掲げる者につき、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　法第十一条第一項第一号に該当する者　試験に合格したことを証する書面及び第一条第一項第一号又は第二号に該当することを証する書面

二　前条第一項第一号に該当する者　養成課程又は登録養成課程を修了したことを証する書面

三　前条第一項第二号に該当する者　第十条に規定する有効期間の更新の登録の要件を満たしたことを証する書面及び次条第一項に規定する中小企業診断士登録証

四　前条第一項第三号に該当する者　第十六条の規定により読み替えて適用する第十条に規定する再登録の要件を満たしたことを証する書面

3　［略］

第十二条　前条第二項の規定により再開の申請を行うことができることを証する書面の交付を受けた者であつて、次の各号のいずれにも該当する者は、再開の申請を行うことができる。

一　［略］

二　再開の申請を行う日前三年以内において、次のイ及びロの要件を満たしたこと。

イ　第一条第一項第一号に掲げるいずれか一以上の実務に従事した日数又は第二号に掲げるいずれか一以上の実務補習を受講した日数の合計が十五日以上であること。

ロ　［略］

2～4　［略］

（登録の申請）

第三条　［略］

2　前項の規定による申請書には、次の各号に掲げる者につき、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　第一条第一項に該当する者　試験に合格したことを証する書面及び同項各号のいずれかに該当することを証する書面

二　前条第一号に該当する者　養成課程又は登録養成課程を修了したことを証する書面

三　前条第二号に該当する者　第十条に規定する有効期間の更新の登録の要件を満たしたことを証する書面及び次条第一項に規定する中小企業診断士登録証

四　前条第三号に該当する者　第十六条の規定により読み替えて適用する第十条に規定する再登録の要件を満たしたことを証する書面

3　［略］

第十二条　前条第二項の規定により再開の申請を行うことができることを証する書面の交付を受けた者であつて、次の各号のいずれにも該当する者は、再開の申請を行うことができる。

一　［略］

二　再開の申請を行う日前三年以内において、次のイ及びロの要件を満たしたこと。

イ　第一条第一項第一号イからヘのいずれかに該当する実務に十五日以上従事したこと又は第二号イからハのいずれかに該当する実務補習を十五日以上受講したこと。

ロ　［略］

2～4　［略］